


予防行政のあり方に関する検討会資料（4/25）

「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」報告書について

報道資料


 実はここにも
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 23 年 4 月 25 日
消 防 庁

「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」の公表

消防庁では、高齢者の増加や障がい者の社会参加の進展等を踏まえた公共施設などでの火災警報設備等のあり方を検討するため、平成 22 年度に「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」を開催してきましたが、このたび標記の報告書が取りまとめられましたので、公表します。

同報告書では、公共施設などで聴覚障がい者向けにフラッシュライトによる火災警報装置（「光警報装置」と略称）を整備することが適当であると提言しています。その理由は以下のとおりです。

- 1 欧米をはじめとする諸外国では「光警報装置」の導入が義務づけられていること
- 2 「駅・空港等」「ホテル」「病院」等における高いニーズがあること
- 3 先行事例もあり、既に技術開発が進んでいる「光警報装置」であれば導入が図りやすいこと

なお、円滑・効果的な普及に向け、当面、聴覚障がい者のニーズが高い建物のうち一定規模以上のものを中心に法令で基準を設けていくこととしています（報告書の概要は別添のとおり）。

基準整備の具体的な内容については、今後、「予防行政のあり方に関する検討会」において、事業所側の代表者を交えながらさらに検討を進めることとしています。

〔添付資料〕

- 「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」の概要
- 聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会委員名簿

※ 報告書全文は消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載します。



（連絡先）
 消防庁予防課 守谷、岡澤
 Tel 03 - 5253 - 7523
 Fax 03 - 5253 - 7533

ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方

～聴覚障がい者に対応した火災警報設備等の検討～

(「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」報告 平成23年3月)

検討の背景

- 高齢者の増加、障がい者等の社会参加の進展
 - ・聴力が衰えた高齢者を含む聴覚が不自由な方は約600万人といわれている。
 - ・公共施設へのユニバーサルデザインの導入など社会参加への取組が進展。
- 障害者権利条約の批准に向けた障害者基本法改正の動き
⇒ **公共施設などでの音以外の火災警報装置のあり方を検討**

海外事例

- 米国(障がいを持つアメリカ人法(ADA: Americans with Disabilities Act))
 - 英国(障がい者差別禁止法(DDA: The Commonwealth Disability Discrimination Act)
→ 平等法(Equality Act2010))等
- 上記各法令により、公共施設等を利用し、サービスを受ける際に障がい者が不利益を被ることがないように、光警報装置の設置を義務付け。

聴覚障がい者のニーズ

- 1 自宅以外で音以外の火災警報設備が必要と感じる場所
⇒ 駅・空港等(62.5%)、ホテル(62.1%)、病院(59.2%)
- 2 自宅以外での音以外の火災警報として有効な設備
 - ① 駅等多数の人が集まる場所で有効な火災警報装置
⇒ 文字表示警報(62.5%)、光警報装置(58.5%)
 - ② ホテル等就寝する場所で有効な火災警報装置
⇒ 振動装置(59.5%)、光警報装置(45.5%)

<国内の先進事例>

- ◆ 筑波技術大学(茨城県つくば市)
校舎と宿舎棟の各々において光(フラッシュライト、3色警報ランプ)、文字等により火災の発生を通知。
- ◆ 京王プラザホテル(東京都新宿区)
「ユニバーサルルーム」を10室設置し、客室と浴室において光(シーリングライト)と文字、振動(バイブレーター)による火災の発生を通知。

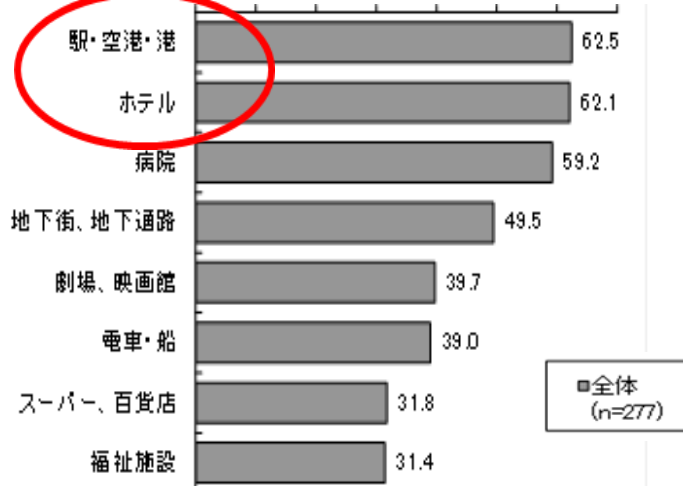
諸外国等での導入実績がある光警報装置を、聴覚障がい者のニーズが高い公共施設等へ優先的に普及促進すべき。

今後の主な推進方策

- **光警報装置の設置に係る法令基準の整備**
 - ・ 聴覚障がい者のニーズが高い建物で一定規模以上のものを中心に、法令基準の整備に向け検討。
→ 具体的対象については事業所側の関係者の意見等も聴取しつつ、早期に結論。
既存の建物等への設置も推進する必要があるが、その法令上の位置づけについてはさらなる検討が必要。
 - ・ 設置方法や機器の基準についても海外規格、ユーザー意見等を参考に検討。
 - ・ 振動警報装置については、就寝を伴う場所等において、光警報装置を代替するものとして位置づけることを考慮。
- **光・振動等による警報装置接続のための仕様の統一**
 - ・ 住宅用火災警報器に光や振動による警報装置を接続するための外部接続用端子の付設の義務づけ、技術仕様の統一等の検討が必要。
 - ・ 聴覚障がい者が宿泊する部屋に警報装置等の「ホテルキット」を接続するための配線方法の統一等について、事業者団体等による取り組みを期待。

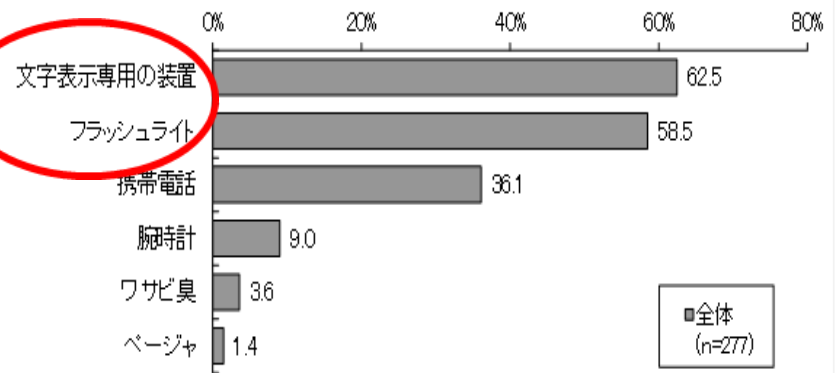
聴覚障がい者のニーズ(アンケート調査結果より抜粋)

Q. 自宅以外で音以外の火災警報設備が必要と感じる場所



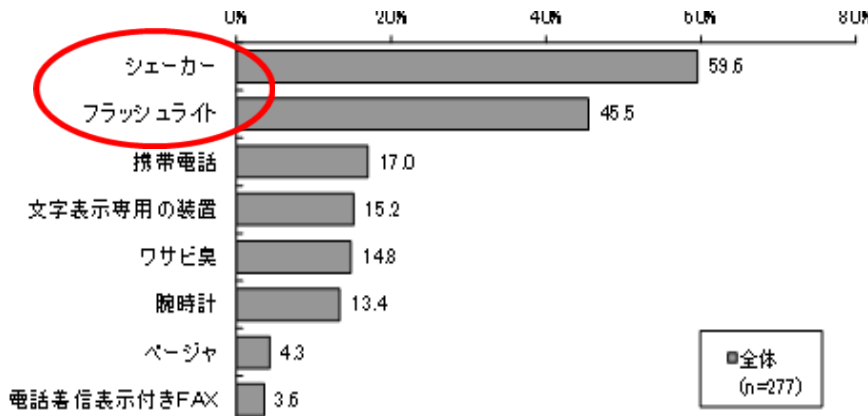
特に駅・空港・港、ホテルにおいて音以外の火災警報設備を求める声が多い。

Q. 音以外の火災警報設備を設置する際に有効な設備 (駅、スーパー等)



駅、スーパー等、多数の人がいるが火災発生を知らせてくれる健聴者の知人等と一緒にいるとは限らない場所においては、視覚的にわかりやすい文字表示や光警報が有効との意見が多い。

Q. 音以外の火災警報設備を設置する際に有効な設備 (ホテルの客室等の就寝する場所)



就寝する場所においては、振動や強い光であれば目覚められるとの意見が多い。

米英では障がい者宿泊時に、ベッドや枕の下に設置する振動パッドなどを「ホテルキット」として貸し出すサービスが、設備設置の代替措置として普及している。



光警報装置の例
(フラッシュライト)



振動警報装置の例
(振動パッド)

聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会委員名簿

(役職は平成23年3月現在)

	阿部 勝男	東京消防庁参事兼予防課長
	有野 隆則	社団法人日本火災報知機工業会システム企画委員会副委員長
	伊藤 要	千葉市消防局予防部指導課長
	岩佐 英美子	社団法人日本ホテル協会事務局長
	太田 陽介	財団法人全日本ろうあ連盟理事
○	金田 博	国立大学法人筑波技術大学産業技術学部総合デザイン学科教授
	鎌田 一雄	宇都宮大学大学院工学研究科教授
	川井 節夫	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会副理事長
	清澤 正人	全国旅館生活衛生同業組合連合会理事
	見学 洋介	横浜市消防局予防部指導課長
	鈴木 敬志	静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課参事兼課長代理
	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
	中園 秀喜	NPO法人ベターコミュニケーション研究会情報バリアフリーアドバイザー
◎	野村 歡	国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授
	星川 安之	財団法人共用品推進機構専務理事
	山口 慎一	全国ろう重複障害者施設連絡協議会会長

◎:座長 ○:座長代理

ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等(光警報装置等) に係る法令基準の整備に関する論点

(1)設置対象の範囲 (別紙参照)

① 建物等の用途

聴覚障がい者を対象としたアンケート調査によれば、「駅、空港等」、「ホテル」、「病院」などへの設置ニーズが高いが、具体的な建物用途の範囲をどう決めるか。

- 1) 消防法上のいわゆる「特定用途」(デパート、ホテル、病院など不特定多数の者が利用する施設)の範囲を中心に駅、空港等を加えたものを対象とするか。
- 2) 各用途ごとに可否を判定する必要があるか。

② 建物等の規模

光警報装置等の設置を求める建物等の規模をどう定めるか。

- 1) 現在、自動火災報知設備の設置が義務付けられている建物等を対象とするか。
→ 特定用途の場合、延べ面積300㎡以上のものが基本(全国で約50万棟)
- 2) バリアフリー新法でスロープなどの設置が義務付けられる規模の建物等を対象とするか。
→ 不特定多数が出入りする用途等(消防法上の「特定用途」に駅や博物館などを加えたもの)で延べ面積2,000㎡以上のものが基本(全国で数万棟)
- 3) スプリンクラー設備の設置が義務付けられている相当規模の建物等を対象とするか。
→ 物販店や病院では延べ面積3,000㎡以上、その他のものでは延べ面積6,000㎡以上のものが基本(全国で約4万棟)
- 4) 防災センターが設けられているような大規模・高層の建物等に限って対象とするか。
→ 延べ面積50,000㎡以上のものや地階を除く階数が15以上、かつ延べ面積30,000㎡以上のものが基本(全国で約7千棟)

ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等(光警報装置等) に係る法令基準の整備に関する論点

(2) 既存建物等への遡及をめぐる問題

① 既存建物等への遡及適用の必要性

光警報装置の法令上の義務付けは、当面、新築(大規模改修を含む。)の場合に限って適用するか。既存建物等への遡及適用も必要か。

<遡及積極論>

- ・ ユニバーサルデザインの趣旨を踏まえ、出来るだけ早く普及を図るために既存建物等にも適用することが必要。
- ・ これまでの消防法の基本的な取扱いに準じて、「特定用途」の既存建物等には遡及適用を図るべき。

<遡及消極論>

- ・ 諸外国やバリアフリー法の義務付けは新築に限定していることとのバランス上、既存遡及は見送るべき。
- ・ 今回の改正は現実の火災発生を踏まえて緊急に整備を図るものではなく、将来に向かってより望ましい水準を目指す趣旨であり、遡及適用を求めるのは酷。

② 建物等の対象範囲との関係

小規模のものも含めて幅広く設置対象とするのであれば、全ての既存建物等に遡及することは難しいのではないか(逆に大規模なものに限定して設置対象とするのであれば、全ての既存建物等に遡及することも比較的容易か)。

③ 経過期間の問題

遡及適用する場合、経過期間としてどの程度の期間が必要か(設置費用や製品の供給体制、過去の遡及適用事例等を勘案する必要があるか)。

※過去の例

- ・ グループホームへの消火器の設置義務化(平成20年) → 1年間
- ・ グループホームへのスプリンクラー設備の設置義務化(平成20年) → 3年間
- ・ 3,000~6,000㎡の物販店及び病院へのスプリンクラー設備の設置義務化(平成2年) → 5年間

ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等(光警報装置等) に係る法令基準の整備に関する論点

(3) 振動警報装置

ホテルなど就寝を伴う場所において光警報装置に代替するものとして、振動警報装置(ピローシェーカーやベッドシェーカー等)を位置付けることとしてはどうか。

(4) 住宅用火災警報器

外部接続用端子の義務付け、技術仕様の統一を図ることとしてはどうか。
→ 光警報装置を必要としないユーザーにも一定のコスト負担を求める結果となる点をどう考えるか。

消防法上の用途区分

(別紙)

用途区分 (消防法施行令別表第1)	特定 用途	延べ面積							
		0㎡～	150㎡～	300㎡～	500㎡～	700㎡～	1000㎡～	3000㎡～	5000㎡～
(1)項	イ(劇場等)	●	消火器、誘導灯		自動火災報知設備	屋内消火栓設備			スプリンクラー設備
	ロ(公会堂等)	●	誘導灯	消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓		スプリンクラー設備
(2)項	イ(キャバレー等)	●	消火器、誘導灯		自動火災報知設備	屋内消火栓			スプリンクラー設備
	ロ(遊技場等)	●	消火器、誘導灯		自動火災報知設備	屋内消火栓			スプリンクラー設備
	ハ(性風俗特殊営業店舗等)	●	消火器、誘導灯		自動火災報知設備	屋内消火栓			スプリンクラー設備
	ニ(個室型店舗等)	●	消火器、誘導灯 自動火災報知設備			屋内消火栓			スプリンクラー設備
(3)項	イ(料理店等)	●	誘導灯	消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓		スプリンクラー設備
	ロ(飲食店等)	●	誘導灯	消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓		スプリンクラー設備
(4)項	百貨店等	●	誘導灯	消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓	スプリンクラー設備	
(5)項	イ(旅館等)	●	誘導灯	消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓		スプリンクラー設備
	ロ(共同住宅等)		(住宅用火災警報器)	消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓		
(6)項	イ(病院等)	●	誘導灯	消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓	スプリンクラー設備	
	ロ(主として自力避難困難なものが入所する福祉施設等)	●	消火器、誘導灯 自動火災報知設備		スプリンクラー設備 (275㎡)		屋内消火栓		
	ハ(上記ロ以外の福祉施設等)	●	誘導灯	消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓	スプリンクラー設備	
	ニ(幼稚園等)	●	誘導灯	消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓	スプリンクラー設備	
(7)項	学校			消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓		
(8)項	図書館等			消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓		
(9)項	イ(特殊浴場)	●	誘導灯	消火器	自動火災報知設備(200㎡)		屋内消火栓	スプリンクラー設備	
	ロ(一般浴場)			消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓		
(10)項	停車場等			消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓		
(11)項	神社・寺院等 ^{※2}			消火器			自動火災報知設備 屋内消火栓		
(12)項	ロ(スタジオ)			消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓		
(13)項	イ(駐車場等)			消火器	自動火災報知設備				
(13)項	ロ(航空機格納庫)		自動火災報知設備	消火器					
(14)項	倉庫			消火器	自動火災報知設備		屋内消火栓		
(15)項	事務所等 ^{※2}			消火器			自動火災報知設備 屋内消火栓		